

第7期第6回 全体会記録

		記録(書記)		満富
部会名	全体会	回数		6
日時	令和4年3月16日(水)	13時30分	～	15時20分
会場	オンライン(中野区役所内会議室よりZOOM配信)			
参加者	出席: 中村、市野、宮澤、大坂、石田、石川、遠藤、長沼、米内山、高橋、小高、山下、村上、近藤、鈴木(裕)、志村、関口、松田 欠席: 秋元、上西、大村、鈴木(久)、小川、安西 事務局: 河村、関村、齋藤(修)、高旗、西川、金井、篠原、伊藤、吉岡、齋藤(皓)、大島			
配付資料	資料1 相談支援機関会議資料 資料2 相談支援部会資料 資料3 地域生活支援部会資料 資料4 就労支援部会資料 資料5 施設系事業者連絡会資料 資料6-1 中野区やよい荘・弥生福祉作業施設の再整備方針の変更について 資料6-2 中野区児童相談所の開設について 資料6-3 中野区児童相談所開設に伴うお知らせ 追加資料6-4 発電機・蓄電池等購入費の助成について 追加資料6-5 在宅レスパイト事業の拡充について 追加資料6-6 視覚障害者代筆・代読支援事業のご案内			
内容	<p>【中村会長挨拶】</p> <p>ウクライナ情勢が悪化してから1ヶ月になる。女性や児童、障害者の情報が入ってこず、危惧している。無差別攻撃に心を痛めている方も多いのではないかと思います。</p> <p>優生保護法裁判は、札幌・仙台・神戸・大阪でことごとく敗訴が続いている。違憲であることは認めたもの、民法による20年の除斥期間を理由に賠償の対象にならないとの判決である。しかし、先日の大阪高裁、東京高裁において勝訴した。残念ながら大阪高裁の判決に対して、国は上告した。現在、東京高裁判決の上告阻止と併せて大阪高裁の上告の取り下げの動きが全国的に広がっている。協力していきたい。</p> <p>障害者総合支援法の間接整理は、根本的な課題に踏み込んでいない印象である。地域移行などを理由にしたサービス利用の抑制も懸念され、利用者負担の問題や日額払い・加算減算報酬の仕組み、介護保険優先問題、サービス対象の障害の範囲の問題など、もっと踏み込んだ見直しが必要なのではないか。</p> <p>(米内山委員)</p> <p>ウクライナでは病院などの他、聾学校施設も爆破されていると報告があった。私も聾の立場としてとても寂しく、心配しているところ。</p> <p>(中村会長)</p> <p>ウクライナ情勢について、私が所属している日本障害者協議会(JD)の会員の中に、難民を助ける会(AAR Japan)が、すでに人道支援として何人が派遣している。障害者、女性、子どもを含め、情報が的確に入ってきておらず、情報不足である。今、ロシアの攻撃はキエフを中心の陸上戦から空爆に切り替えている。空爆は的確な攻撃は出来ないため、無差別になっている。病院、施設など、本来は戦争に巻き込まれてはいけない人々への攻撃が起こっていることに大変危惧している。支援できるところを皆で考えていきたいと考えている。</p>			

(1) 相談支援機関会議報告（資料1参照）

（中野区斎藤係長）

・乳児の身体介護

育児をする保護者に障害があるために十分に子どもの世話ができない場合、沐浴や授乳、保育園の送迎、通院介助などは居宅介護（家事援助）育児支援となる。保護者に加え子どもにも障害がある場合に、育児支援ではなく子ども本人への身体介護を認めて欲しいというご意見があり、今回入浴介助のサービスを提供するという事例があった。

・別居親族によるヘルプサービスについて

重度訪問介護のサービス提供事業所の不足のため、別居親族がヘルパーとしてサービス提供に加われないかという相談がある。制度上は同居の親族のサービス提供は禁止されているが、別居の親族に対しては禁止されていない。将来的には他の事業所に切り替えること、親族だけではなく他の利用者にもサービスを提供すること、計画相談を作ってより公平なサービスを提供すること、事前に協議書を提出することなどを条件に、別居親族によるホームヘルプサービスを認めることとした。実際のサービス提供はまだない。

・GH 開設情報

新井薬師に4月～5月に新しい通過型GHができる。主な対象は精神・知的の女性。民間の3F建てマンションの2Fにいくつかの居室を借りて開設予定。

（中村会長）

乳児の身体介護を認めたこと、別居親族によるヘルプサービス認めたことは、区としては柔軟な対応である。一人の方の支援を考えた時に、総合的な支援を進める上で線引きされる、法律の弊害というものが出てくる。引き続き色々な側面から柔軟な対応をしていただきたいと思う。

新しい通過型のGHについて、福祉サービスから通常の地域生活に移行していくという流れであると思うが、その際、今住んでいる人たち、GHを活用している人たち、住まいとして充実している人たちが通過型によって住居から押し出されてしまい、サービスの対象にならなくなることが懸念される。ニーズに応えた対応が大事である。

(2) 相談支援部会報告（資料2参照）

（松田部会長）

・1月より今期のまとめ作りに入っている。

・児童相談支援ワーキンググループ

昨年9月から月に一度開催している。中野区内の児童に関連する全事業所にアンケート調査を行い、それを元に話し合っている。今後、課題を整理し報告書を作成。全体会に報告するので、区にも上げてほしい。

課題①すこやか福祉センターとすこやか障害者相談支援事業所の関係の明確化

立ち位置・業務内容を整理する。

②福祉と教育の連携方法の確立

情報交換会等の場を持つ。

③中高生の居場所の確保

制度（一律支給23日間）の弊害も含め考えて行く。

・事例検討での課題整理・検討

①計画を立てていない人の相談は中野区としてどこが受けるのか。

→計画を立てていない人の相談はすこやか相談支援事業所が受けるのが原則。ただし、多くの業務を抱えているため、やり切れていないのが現状。

②計画相談が引継ぎされていない状況（区外から引越ししてきた方等）を防ぐにはどうしたらよいか。

(様式1)

→相談先が不明瞭。(すこやか保健師なのかすこやか相談支援事業所なのか等) 今後検討が必要。

・4 部会合同セミナー報告

(中村会長)

相談支援については役割分担、範囲について結論が出しにくい部分がある。たらいまわしにならず、ワンストップで相談に応えるのが、本来あるべき姿である。業務が重なり多忙を極めている事業所等、実態を把握し、区の中で役割分担を整理していく必要がある。

放デイの不足について、中高生は成長過程においてデリケートな時期で非行につながることも想定されるため、早い対応が必要である。

4 部会合同部会セミナーについては、障害のある方の可能性を周知出来たことは大きな取り組みであった。

(3) 地域生活支援部会 (資料3参照)

(志村部会長)

・1 月は4 部会合同セミナー。

・2 月は障害児の地域生活支援の現状や課題について話し合う。

障害者の理解を深めるためにも、障害児の知見を積み上げることは重要。障害児から障害者、障害者から高齢へという年齢によりサービスや法体系の切り替わる変わる時期があり、人の生活は続く中、それが輪切りにされてしまう現状がある。障害児の相談支援を通じて感じている障害児の生活支援の現状と課題を、まっしろキャンパスの宇田さんからお話いただいた。

印象に残ったのは、中高生、大学生の障害のある方の居場所が足りない現状。大学、社会人になってから障害が顕在化した方は社会福祉サービスが使い慣れていないために、適切なサービスを受けていないという現状があるということ。わかみやクラブでは年齢が高い障害児の方々への居場所を取り組まれているが、限界があるため、既存の場所、大人の地域活動支援センター等、フリースペースを利用することも必要なのではないか、というお話しをされていた。

・3月の部会では、1年間の振り返りをした。本年度のテーマは「居住支援、民間賃貸住宅の確保」。次年度は部会長が変わるので、それについての話し合いもなされた。

(中村会長)

成長過程の始まりである障害児への支援は人生を大きく左右すると思われる。従って幼いころからのしっかりしたサービスや支援が充実していくことで、人生そのもの、社会に出て活躍できる環境を本人の課題を含め、社会に提供していくところが大事な取り組みである。

障害のある人は年齢を境に変わるものではない。困難さが増していくこともある。制度的にも繋げていけるよう改善をお願いしたい。

(4) 就労支援部会 (資料4参照)

(鈴木部会長)

・地域への障害者理解・啓発として年4回、展示活動を行う。

・コロナ感染拡大ために施設の人材確保、体制づくりが困難。事業継続計画対応マニュアルを作成してもそのようにならない難しさがある。感染対策のため例年の行事が行えず、この状況で何ができるかを考えていかななくてはならないが、職員のモチベーションが上がらない。

・利用者の状況としては平均工賃が下がり、賞与により還元することが出来るが、生活保護を受けている方は翌月の保護費が減額になり、収支のバランスが崩れて生活の組み立てが難しくなってしまう事例報告あり。

・特別支援学校の卒業生の進路としては、企業就労か就労継続支援B型を第一希望とする生徒・保護者が多く、就労移行支援事業所を希望する人が少ない。

(様式1)

- 就労移行支援事業所の課題として、体調が安定していない方、ニーズが見えづらい方が増えているように感じ、そのためなかなか就職に繋がらない。体調を整えることで利用期間2年間で終了してしまうようなケースが多い。2年以上の支給等その方に合わせた利用ができないか、柔軟な対応ができないだろうか。受注への影響については、作業量は減少傾向で工賃は下がってきている。しかし、工賃を上げるより、安全、安心の毎日の通所先の確保が重要である。
- 障害者雇用の求人についてはコロナ禍であるが、大きな変化はない。所内消毒等、新たな業務も増え、在宅ワークも増加。求人の傾向としては、障害者雇用の企業が増えてはいるが、求められるものがとても高くなっている。
- 地域での課題については、就労継続B型をやめてしまった方や就労移行支援の期間が終了した方のフォローアップが出来ていない。その方たちが埋もれないようにフォローアップする必要があるが、現状ではそれを行う支援機関がない。
- 引きこもりについて、中野区では人数や、人物像等が把握できているのか確認したい。
- 地域の連携という課題が浮かび上がってきた。地域の社会資源、就労支援事業所や相談支援事業所などの相談窓口があることを区民に周知し、障害者雇用という働き方があるということを知らない方に向けての啓発は今後も継続する。
- 今後の会議を現在の状況下、Zoomやオンラインを使用していく。講師を招いてのセミナーを行いたい。
- 現在展示を中心とした啓発活動をしているが、今後は企業や区民に向けて就労相談会を計画中有である。区民に広く発信をし、地域の関係機関の方にも働くことへの理解啓発をしたい。

(中村会長)

コロナ禍における就労支援の難しさ、工賃と収入のバランス等、深刻な問題が報告された。

最初にお話しした障害者総合支援法の間接整理では、就労支援について基本的に障害者雇用率が毎年伸びていて、積極的に進めるまとめになっているが、離職者や仕事内容の質の問題についてもしっかり評価されているかは疑問が残る。雇用率ありきの雇用になってしまっていないか心配である。

就労移行支援を利用せずに就労継続支援B型を希望する方が多いのが実態。就労移行支援事業をしていると、送り出したあと利用者が減っているからといって職員を減らすわけにはいかない。ますます利用者のニーズに向かい合わなくてはならないという状況が事業者にはある。しかし、利用者がいないと雇用につながらなく、職員配置が出来なくなり、結果的に就労移行支援を希望する人が減っていくと、その事業を廃止しなくてはならないという悪循環を招いている状況がある。こういう制度的な問題についてももしっかり声を上げていくようにしたい。

(松田委員)

就労支援部会の中で引きこもりの話が出てきたのはなぜか？

(宮沢委員)

就労をしたがうまくいけなくなり、離職してしまっただ後、就労移行支援に移り訓練をしたが、精神的に厳しくなってしまう在宅になった。そうなるどころにも行かなくなり、引きこもりになってしまったというケースがあった。実際に引きこもっている方の中にそういうケースが多いのではないかと話題にあがった。そういう方たちの調査やお話しを聞きたいという話になったのだと思う。

(中村会長)

生活習慣がコロナの影響で変わってしまい、日常のパターンが変わったことによりそのままどこにも出られなくなり、気持ちのモチベーションが下がってしまうということが、引きこもりに繋がってしまう状況が起こっているのではと危惧するところがある。

(近藤委員)

コロナの影響で通所事業所でも利用者の時短勤務により、日中活動の量が減っている。長い期間続く中で、減った活動量が日常化してしまっているということはコロナが収束した時に、以前

(様式1)

の活動量に戻れるかどうかを危惧している。また、行事やレクリエーションがないことが当たり前化していることは、事業所での活動量や利用者のもっている力にも影響を受けている。

(中村会長)

コロナも3年目になるので、コロナが収束したとしても速やかに前と同じような活動に繋がるかということ、場合によっては同じくらい時間をかけて徐々に日中活動につなげていく努力も必要になるかもしれない。

(5) 施設系事業者連絡会報告 (資料5参照)

(村上委員)

- ・1月はコロナ感染拡大の状況により開催をみあわせた。
- ・この間、今までに経験したことのないような状況の中で各施設運営をしてきた。多くの施設から陽性の報告あった。オミクロン株の感染力の強さスピードは、先手を打って感染を止めていくことが難しく、どうしても後手にまわってしまうケースが多かった。
- ・10月に業務継続計画(BCP)の策定について情報共有されたが、各施設にて感染防止対策、体調不良時の取り扱い、職員の勤務再開の目安、利用者の通所再開の目安など、ガイドラインに沿って決めている。入所系の施設やハイリスクの利用者が多い施設ではガイドラインより厳しめの、慎重な判断をしながらの再開をしている。
- ・職員の勤務の取り扱いについては厚労省のガイドラインはかなり幅広い内容であり、給料の保証も含めて生活に支障がないように対応するとある。収入が減少する中、職員の処遇の保証は事業所によってはかなり綱渡りのような感覚の中で運営をしているという報告もある。
- ・就労系の障害福祉サービス事業における柔軟な取り扱いは厚労省から基準がでているが、令和2年2月頃にてでているものから変わりなし。利用者の居宅等で出来る限りの支援を提供したと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているとして報酬算定可能としている。区市町村において大きな差がある状況であるという報告あり。緊急事態宣言こそでなかったが、それに準じた取り扱いを各区市町村ではしていただきたい。事業運営継続を確保していくためにも必要なことだと思う。
- ・次年度、各施設で職員向けの研修会開催についてのアンケートをとる。その中からアンガーマネジメントをテーマとして取り上げて研修会を開催予定。虐待防止研修の義務化も制度改正の1つである。そこに関係する各施設共通のテーマとして取り上げた。

(中村会長)

施設の運営上、コロナの影響で厳しい状況が続いている。施設運営だけではなく、利用者にとっても不安を抱えたままの日々となっている。あらためて施設としてしっかり取り組んでいかなければならない。

○障害者差別解消部会

この間開催していないため、報告なし。

○居宅系事業者連絡会

会議は開催なし。書面にて情報交換を行う。

(秋元氏メッセージ) ※代読高旗係長

居宅系事業者連絡会はこれまで中野区の集団資料と研修、情報交換を中心に集合型で実施してきた。2月によろやく開催を予定していたが、コロナ感染拡大の影響で開催に至らなかった。

開催はできなかったが、新型コロナウイルスの対応について工夫した点、苦労した点などを各事業所へアンケートでいただき、取りまとめ、各事業者へフィードバックした。感染予防対策を徹底しな

(様式1)

がら、サービス提供を継続したことによる業務負担と人手不足の課題から、新型コロナへの不安に対するメンタル的なフォローやマスクをしない利用者への対応など、現場ならではの課題があり、情報交換の必要性をあらためて感じた。

居宅系事業者連絡会について、本来は当事者である事業所の世話人が中心となるべきと考えている。何度か参加募集をしたが、手は上がらなかった。各事業所に余裕がなく、日常業務に追われているのが実情なのかもしれない。

自立支援協議会の中で機能していくためには、居宅系事業者の具体的な課題や要望を提示する必要がある。一方で事業者として経営する、運営する上での悩みの共有やその解決に向けての取り組みは自立支援協議会とは違う当事者性を確保する必要がある。

新型コロナの影響は少なくともあと1年は残ると思うので、今回のようにアンケートによるフィードバックやZOOMによる研修会の開催、情報交換会を充実していくことが今のところ考えられるところだが、今後この居宅系事業者連絡会をどうしていくべきか、正直迷っているところがあるので、この機会に皆さんからのご意見や情報をうかがいたい。

(中村会長)

居宅系事業者連絡会は第7期開催されていない。今後について皆さんから意見をいただきたい。

居宅系事業者連絡会は広域であり、幅広い活動になっていると同時に、地域の共生社会の実現のために大きな役割を担う形にもなっている。そのため、秋元委員にかなりの負荷がかかっていることも推察される。

秋元委員が言ったように、当事者で運営していくべきという声もある。参加しているメンバーの中で委員会を引っ張っていくということも検討していく必要があるのではないかと。また、皆さんから要望等が上がると、会の動きも出てくるのではないかと。思う。

私自身も施設系・居宅系事業者連絡会が設置された経緯を実際把握していない。どういう目的があって設置されたのか、区の方から説明してほしい。

(区より)

2008年発足当時は、ニーズの把握やサービス提供のマッチングのための事業所の状況開示等、区民にどう発信していくかを検討し、現場発信の課題や情報交換のための場を期待した。

(中村会長)

やはり必要性があって連絡会を設置した。秋元委員も連絡会そのものの役割は非常に重要だと考えている。居宅系事業者連絡会はこのまま継続していくことと共に、あらためて要望等事務局や全体会の中で作っていく形で考えていきたい。実際に居宅事業を行っている事業者の方を中心として運営していく形も検討していく。

(6) 区からの報告事項 (①～④障害福祉課長河村 ⑤児童福祉課長古川)

①江古田三丁目(旧アポロ園)重度障害者グループホーム等整備事業第4回公募の結果について

(資料なし)

1法人の応募があったが、書類審査の段階で辞退申し出があり、選定が成立しなかった。辞退理由については2点あり、1点目は建築費の高騰により整備費の法人負担が高額となり、経営を維持することが困難と思われたため。2点目は国の基準では1ユニットあたり6人以下が望ましいとされていたが、サービス指定を行う東京都からは6人以下でなくてはならないという指示がでた。7人で想定していたため、改めて収支試算を行った結果、収益が少なく、経営維持が困難と判断したとのこと。

今後についてはあらためて整備方針について検討を始めた。来週には区民の皆様説明会を予定している。

②中野区やよい荘・弥生福祉作業施設の再整備方針の変更について(資料6-1参照)

(様式1)

中野区やよい荘・弥生福祉作業施設の改修後の使用者は公募によらず、現在使用を許可しているの法人が優先して使用賃借契約を締結する。

③医療的ケアのある方への支援の拡充について

1. 在宅で人工呼吸器を使用している方への非常用電源装置の給付について（追加資料 6-4 参照）
これまで中野区では大規模災害時に在宅の人工呼吸器使用者のため、区内4か所、すこやか福祉センターに充電ステーションを開設し、発電機によって外部バッテリーの充電が出来る体制をとってきた。今回それとは別に、重度障害者日常生活用具給付事業の対象品目に、発電機、蓄電池、ファンインバーターを追加し、停電時、安心して人工呼吸器が使用し続けられるよう電源装置の給付を始める。
2. 重度心身障害児者等、在宅、レスパイト事業について（追加資料 6-5 参照）
この事業は、医療的ケアのある方の介護者のレスパイトのために、区が依託した訪問看護事業所の看護師のが対象者の自宅にて医療的ケアを実施する事業である。東京都の取り扱い要領に基づき、区が要綱を定めて実施してきたが、従来、年間で96時間という時間の制限の他、月4回かつ年間24回までという回数制限あった。コロナの感染拡大に伴い柔軟な対応をして欲しいという強いニーズがあり、東京都が通知により総時間数の上限のみを設けることとして、回数制限を特例的に撤廃した。このことについて昨年12月に東京都が実施要領を改正し、正式に回数制限を撤廃するとしたため、区としても来年度から年間および、月間の利用回数を撤廃することとした。

(関口委員)

レスパイト事業について時間数の上限は変わらないようだが、それでも拡充となるのか？
→現在上限を超える方はおらず、月に回数制限があることが利用者にとって利用しづらい状況である。回数制限撤廃により、利用しやすくするということが拡充ととらえている。

④代筆・代読支援事業の開始について（追加資料 6-6 参照）

障害者の多様な意思疎通の促進に関する法令の施行に伴い準備を進めてきた、視覚障害のある方へ代筆・代読支援事業を3月1日より開始した。支援の内容は自宅や指定の場所に支援者を派遣し、対象者が生活するにあたり必要となる申し込み書等の代筆、郵便物、新聞、雑誌、取り扱い説明書等の代読を行う。区から利用決定を受けた方につきまして、1回につき1時間以内、月に2回までを上限として無料で利用できる。事業の周知と実施事業所の拡大に力を入れる予定。

[視覚障害者代筆・代読支援事業 | 中野区公式ホームページ \(tokyo-nakano.lg.jp\)](http://tokyo-nakano.lg.jp)

(中村会長)

大事なニーズだが、回数がそのくらいで大丈夫なのかという心配もある。ニーズが高まれば対応を考えていただけるのではないかと思う。

⑤中野区児童相談所の開設について（資料 6-2）

4月1日に、複合施設「みらいステップなかの」（中野坂上駅徒歩2分）内5F～6F 中野区児童相談所を開設。6Fが総合受付となっている。

現在は杉並児童相談所が中野区を所管している。合わせて児童福祉課とすこやか福祉センターが子ども家庭相談を行っている。相談内容は虐待案件が右肩あがりになっており、杉並区から依頼を受けて区の方で対応している事例もある。

4月からの子ども若者支援センターの体制は「子ども・若者相談課」というところで18歳未満の子ども相談全般と若者（義務教育終了後から40歳未満の方）の相談もお受けする。また、特別支援教育ということでどの学校に進むのが適切かという進学相談も行っていく。

中野区児童相談所も開設し、現在東京都が行っている児童相談所機能と、児童福祉課が行っている子ども家庭支援センター機能を統合し、一体的に運営して、切れ目のない効果的な相談支援を行う。受付時間は8:30～17:00だが、緊急の虐待通報189は24時間行う。

現在、杉並児童相談所に職員を派遣し、引継ぎを実施している。子ども・若者支援センターの中に児童相談所を開設するので、緊急一時保護を含めて中野区で一貫した支援が行えるようにな

(様式1)

る。すこやか福祉センターとは連携をとりながら子育て家庭の支援を行い、教育センターとの連携も深めながら、区の中で一体的な児童相談支援を行っていく準備をしている。

この建物の中にはないが、中野区でも一時保護所を用意する。定員は12名。基本的には個室対応。4月1日開所予定。

中野区児童相談所開設に伴い、18歳未満の愛の手帳の判定に関しては4月1日より中野区が対応することになる。(資料6-3参照)

(中村会長)

障害児の相談支援体制が広がるという理解でよろしいか。

→広がるとともに、区の中で一貫した対応が図れると思っている。

担当や役割が管轄ということで、お互いに譲りあうことなくしっかり連携して対応していただければと思う。

(鈴木委員)

すこやかとの役割の違いは何か？

→子ども若者支援センターの若者相談に関しては、今まで個別の事案として若者の相談を受けてきたすこやか福祉センターと連携を図る。今まで中野区には若者と銘打った相談場所がなかった。どこに相談していいかわからない当事者や家族の入り口として相談を受ける。区以外の関係機関とも連携を取りながら支援を行う。閉じこもりがちな課題を抱えている若者の集える居場所として用意をしている。

(中村会長)

相談を必要としている人がどこに相談すればよいか混乱しないよう、適切な支援につながるよう連携をしっかりとやっていただきたい。

(7) その他報告・提案事項等

特になし

【中村会長】

それでは、これで第7期第6回全体会を終わりにいたします。次回5月の全体会が最後となります。各部のまとめを行いたいと思います。各部次期についても準備を進めていただければと思います。

(15:24 終了)

備考

次回日程：令和4年5月18日(水)13:30～
場所：中野区役所7F第8会議室